令和８年１１月１２日
環　境　政　策　部
世 田 谷 清 掃 事 務 所

自動車事故の発生について

１　事故の概要

（１）発生日時　　令和８年９月２１日（月）　午前１０時１０分頃（天候：雨）

（２）発生場所　　世田谷区内

（３）事故内容　　世田谷区（以下「甲」という。）の世田谷清掃事務所職員が、収集のため庁有車（軽小型貨物車）を運転し、相手方（以下「乙」という。）が所有する建物の地下駐車場内で方向転換のため後退したところ、甲庁有車のフレーム上部が建物天井に設置された照明に接触し、照明器具が破損した物損事故である。

（４）相手方等　　別紙のとおり

２　事後の対応

（１）乙とは誠実かつ公正に示談交渉を行っている。

（２）本件事故を踏まえ、あらためて職員に対し、正確かつ安全な運転の徹底を図るとともに、事故防止に向けた職員への指導を継続して行っていく。